

みんな ちがって みんないい

～考えよう みんなの人権～



「みんなちがって みんないい ～考えよう みんなの人権～」

大田区総務部人権・男女平等推進課

〒144-8621 東京都大田区蒲田 5-13-14

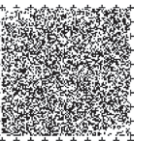
電話 03(5744)1148 FAX 03(5744)1556



© 大田区



※この2次元コードは
目の不自由な方のため
の「音声コード」です。



はじめに

「人権」とは誰もが生まれながら持っている権利で、人種・性別・宗教などの区別なく全ての人に平等なものであり、幸せに生きていくためにお互い尊重されなければならないものです。

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、感染者や医療従事者、その家族など多くの人がいわれのない差別やいじめ、誹謗中傷により人権を侵害される事例が発生しました。また、社会ではインターネット上でのSNSの書き込みが原因による自殺や、幼い子どもが虐待を受ける深刻な問題が後を絶ちません。

私たちは、「なぜ差別や偏見が生まれるのか」、「どうすれば人権を守れるのか」を日頃から考え、差別を受けた人の苦しさを受け止め、自分の問題として向き合ってみることが大切です。そして、お互いの違いや立場を認め合うことが人権を尊重することになるのではないのでしょうか。

この冊子が人権を考えるきっかけとして、また、人権を大切にすることを理解していただくための一助となることを願っています。

もくじ

- はじめに 1
- その発言大丈夫? ~女性の人権~ 3
- 体罰は許されません ~子どもの人権~ 5
- 助け合って生きていこう ~障がい者の人権~ 7
- 外国人と共に生きる社会を ~外国人の人権~ 9
- 生まれや出身地で差別しないで ~部落差別~ 11
- 性のあり方は様々です ~性的少数者の人権~ 13
- 考えよう スマホのルール ~インターネットの人権~ 15
- 相談先一覧 17

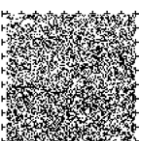
その他にも私たちの身の回りには様々な人権問題があります。

- ・ アイヌの人々の人権
- ・ 高齢者の人権
- ・ HIV感染者・ハンセン病患者の人権
- ・ 北朝鮮による拉致問題
- ・ 犯罪被害者やその家族の人権
- ・ 災害に伴う人権問題
- ・ 路上生活者の人権
- ・ 刑を終えて出所した人の人権
など

人権について、区のホームページもご覧ください。



QRコード
「大田区ホームページ:人権」
URL: <https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/chiiki/jinken/index.html>



その発言大丈夫？ ～女性の人権～



01 男女が共に活躍できる 社会を目指して

職場や家庭で差別のない社会を

大田区では、男女共同参画社会の実現に向けた取組みが進められていますが、セクシュアル・ハラスメントや配偶者からの暴力、ストーカー行為など女性に対する人権侵害が発生しています。

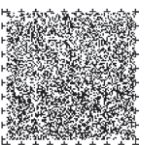
また、未だ多くの職場では女性の管理職が少ないこと、男女の賃金格差などの課題が残されています。

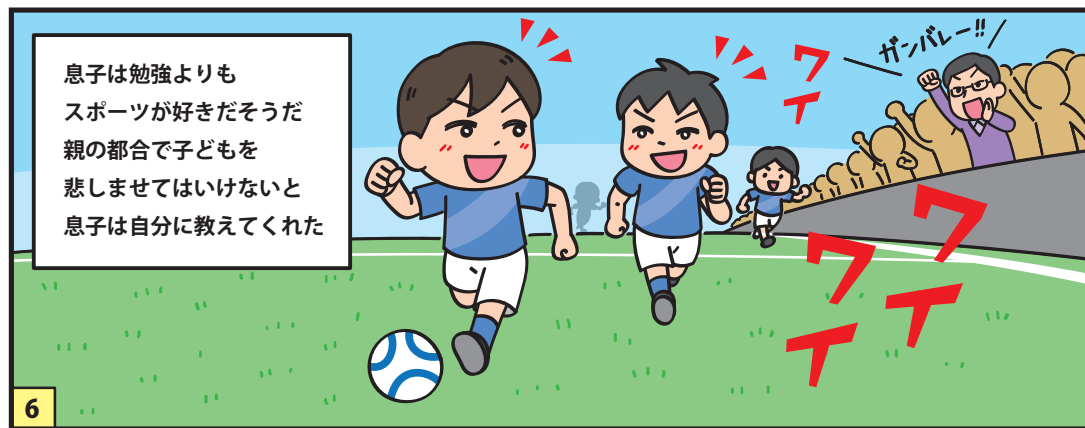
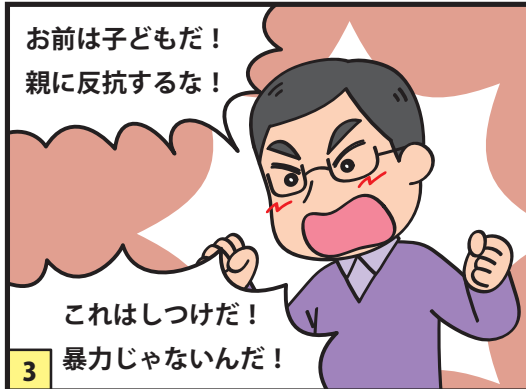
一人ひとりが幸せになるために

性別に関係なく、一人ひとりの人権は尊重されなければなりません。男女共同参画社会とは、性別や年齢を問わず人々の意欲と能力を發揮できる機会が確保され、充実した生活を送ることができる社会です。そして、この社会の実現は、女性の地位を向上させるだけでなく、全ての人が自らの希望を達成することにつながります。

私たちは、自分らしいワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現するために、仕事、出産、育児、介護などの場面でお互いの立場を理解し、責任を持って対等なパートナーとして協力することが大切です。

女性も男性も共に社会で活躍するために
あなたに出来ることは何ですか？





子どもが健全な成長をしていくためにあなたに出来ることは何ですか?

02 子どもの声に耳を傾ける社会を

子どもの生きる・育つ・守られる・参加する権利

子どもには、健全な大人へと成長する権利があり、一人の人間として大切にされなければなりません。

平成元(1989)年、国連総会において「児童の権利に関する条約」が採択され、日本は平成6(1994)年に批准しました。

条約では、子どもの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」が定められています。

いじめや虐待・体罰などは子どもに対する人権侵害です。また、「児童ポルノ」「JKビジネス」などの犯罪も後を絶ちません。

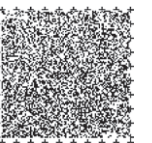
虐待は子どもの人権を著しく侵害する重大な問題です

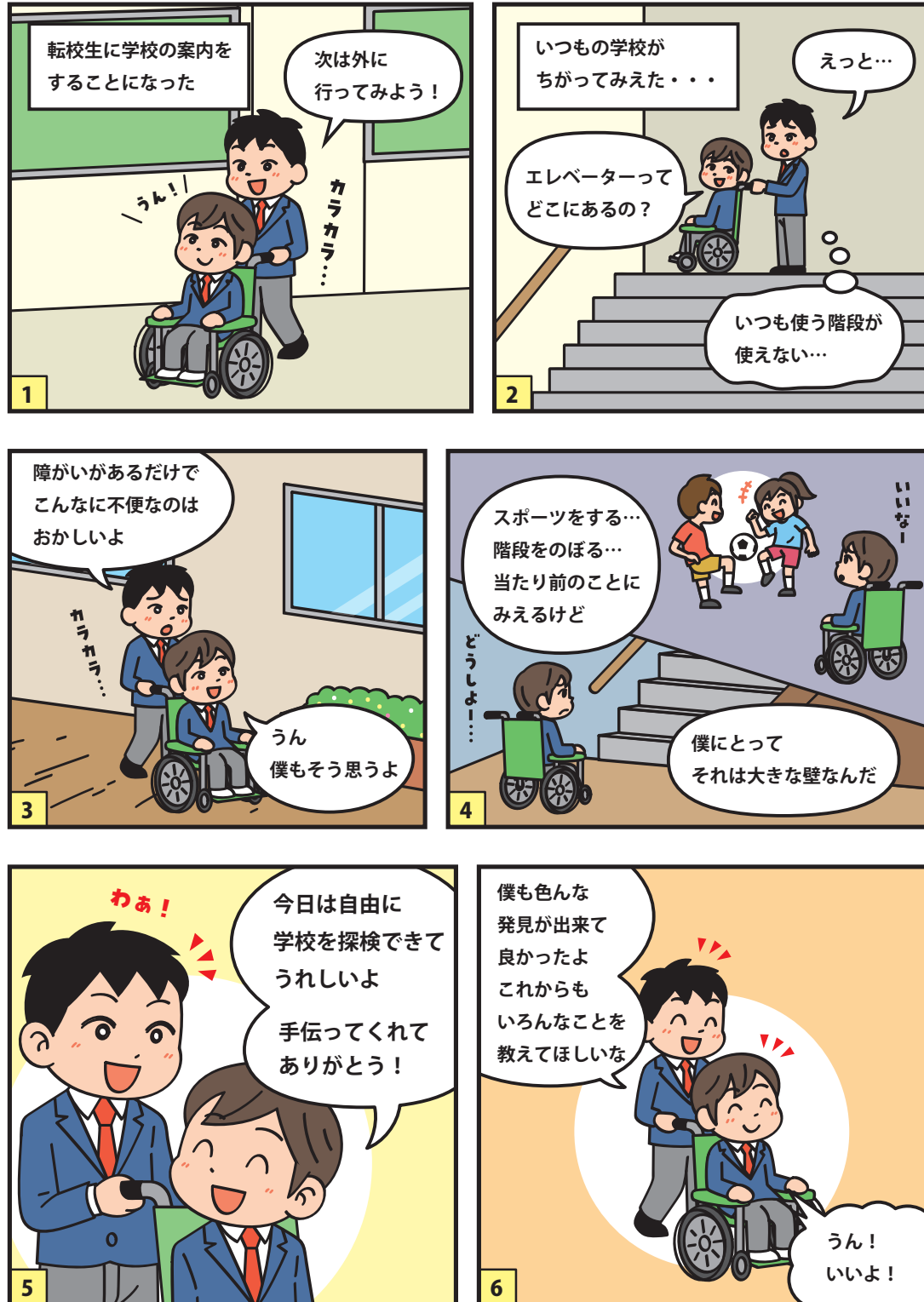
虐待は、①身体的虐待②心理的虐待③ネグレクト④性的虐待の4つに分けられ、外傷が生じる恐れのある暴力や著しい心理的外傷などが挙げられます。

また、「しつけ」と称した体罰・暴言は子ども的人格形成に深刻な影響を与えます。「子どものためだから」と親が主張しても虐待であり決して許されません。

子どもの最善の利益は「子どもの声に耳を傾ける社会」です。子育ての悩みや大変さを保護者だけで抱えないよう、声かけや支援を行い、地域全体で保護者を支えていくことが必要です。

子どもの自尊心を大切にし、かけがえのない存在であることを意識し健全な成長へと導くことが、大人や社会の責任です。





障がいがある人とない人が共に生きるためにあなたに出来ることは何ですか？

障がいのある人も住みやすい共生する社会を目指して

様々なバリアを理解する

障がいのある人が日常生活や社会生活を営む上では、様々なバリア（障壁）があります。

例えば店舗の出入口などにおける段差や車いすに対応したトイレが不足している「物理的なバリア」、障がいへの無理解から生じる偏見や差別といった「心のバリア」などです。

私たちは、障がいのある人の立場に立って、様々なバリアに気が付き、本人の意向を尊重することが大切です。

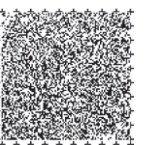
「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮」とは？

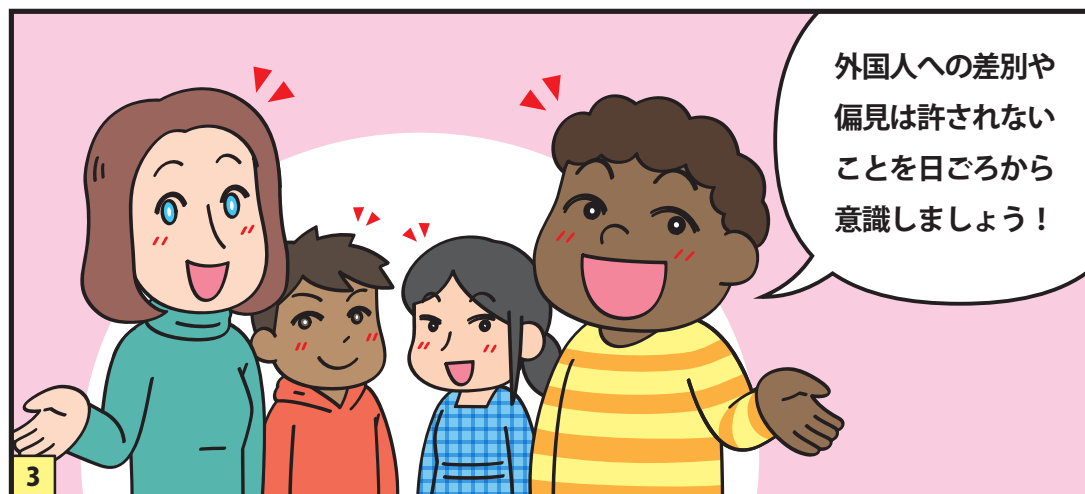
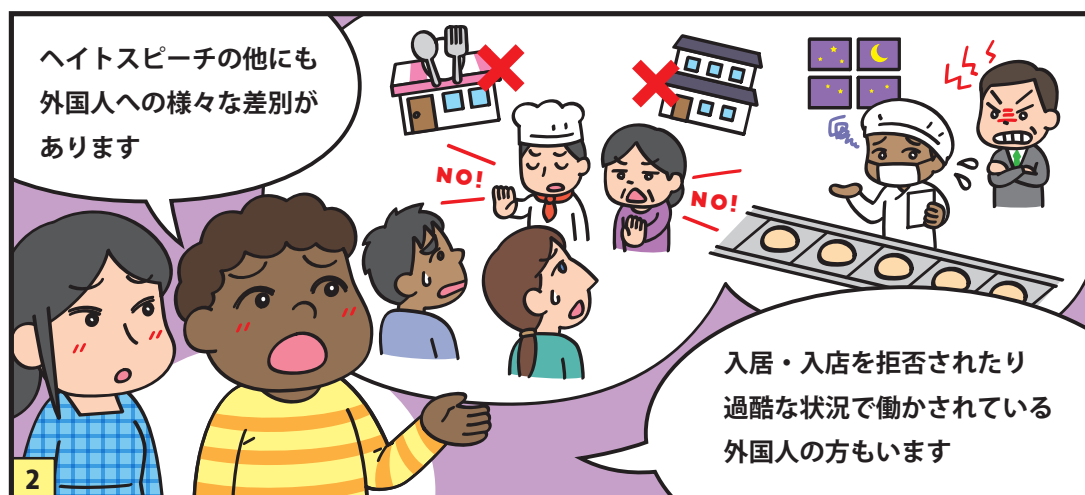
平成28（2016）年4月に施行された「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」は、自治体や会社、店舗などに、障がいを理由とする「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮」の提供を求めています。

「不当な差別的取扱いの禁止」とは、障がいを理由に障がいのない人と異なる取扱いをすることです。

また、「合理的配慮」とは、いろいろな社会にあるバリアを取り除くために、障がいのある人から求められたとき、できる範囲で必要な工夫や対応をすることをいいます。例えば文章だけでなく絵や写真で意思を伝える、車いすの人に対して段差がある場所ではスロープを用意するなどです。

社会の中の様々なバリアを減らし、障がいの有無に関わらず相互に人格と個性を尊重し合う「共生社会」の実現が求められています。





国籍や民族にかかわらず同じ社会で生きるためにあなたに出来ることは何ですか?

04 違いを理解し外国人の人権を尊重する

大田区には約24,000人の外国人が暮らしています

東京都で暮らす外国人は約54万人で、大田区には約2万4千人の外国人が暮らしています。*東京国際（羽田）空港をかかえる大田区は、観光や仕事で多くの外国人が訪れます。

外国人が集まる東京ですが、言語、文化、宗教、生活習慣などの違いやこれらの理解が広まっていないことなどから、アパートの入居や飲食店への入店を断られる、就労に関し不合理な扱いを受けるなどの外国人に対する差別や偏見が見られます。

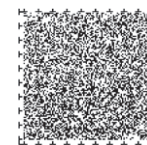
※令和2（2020）年10月現在

ヘイトスピーチとは？

ヘイトスピーチは、特定の国の出身者、その子孫であることのみを理由に日本社会から追い出そうとする差別的言動をいいます。「〇〇人は出ていけ」「祖国へ帰れ」など差別的言動は決して許されません。

平成28（2016）年6月に「ヘイトスピーチ解消法（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律）」が施行されました。

外国人を正しく理解し、外国人と日本人がお互いの人権を尊重しながら、それぞれの文化や生活習慣の違いや多様性を認めることが大切です。





部落差別のない社会のために
あなたに出来ることは何ですか？

05 部落差別を 知っていますか？

部落差別は許されない

部落差別（同和問題）とは日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分制度や歴史的、社会的に形成された人々の意識に起因する差別が、現在でも様々なかたちであらわれている我が国固有の重大な人権問題です。

平成28（2016）年12月に「部落差別は許されない」との認識のもと部落差別のない社会を実現するため「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

インターネットによる新たな部落差別が発生しています

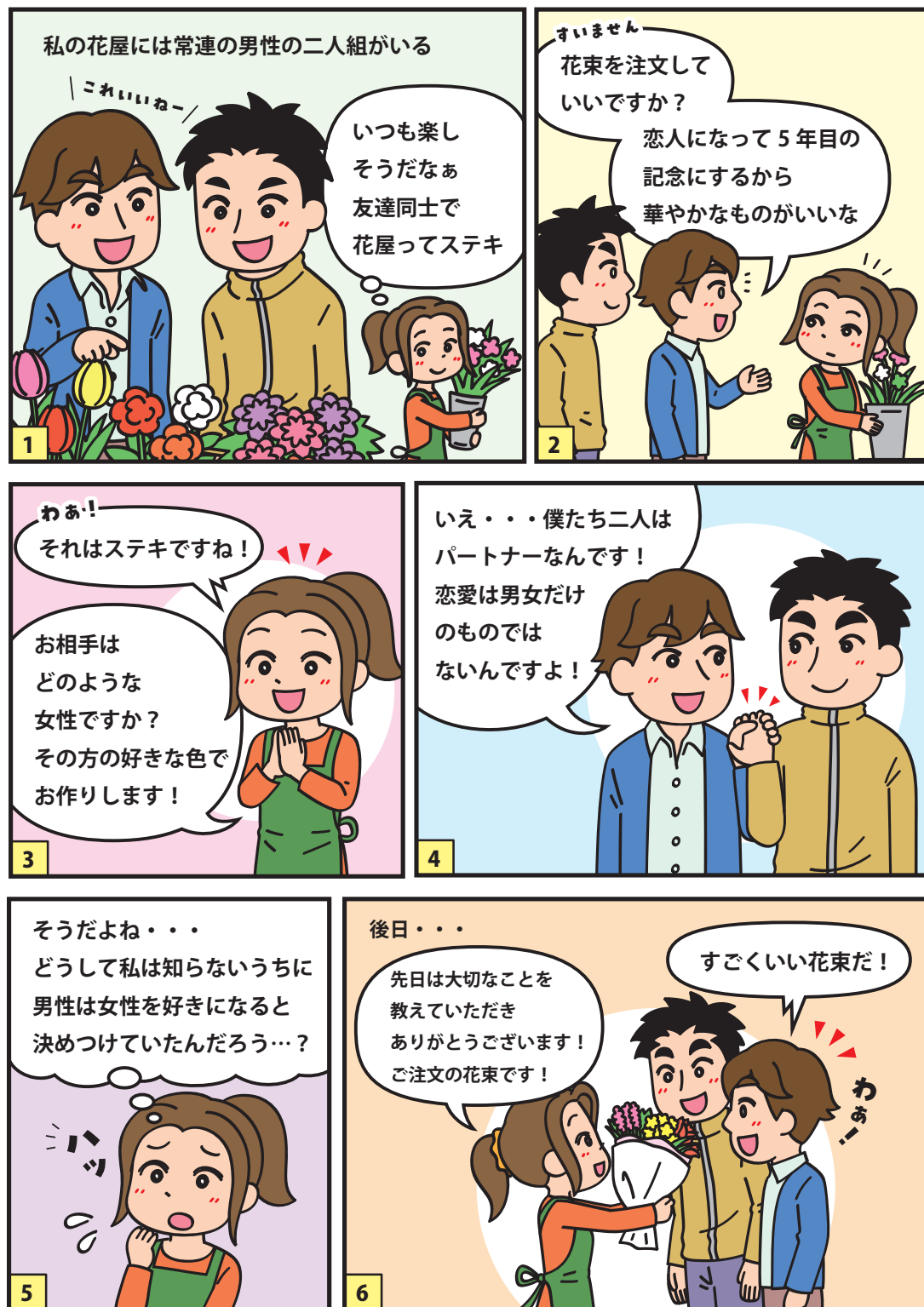
現在でもなお、結婚や就職時の身元調査による差別や、インターネット上に地名や動画を公開され、差別を助長するような問題が起こっています。インターネットは匿名で簡単に情報が発信できるため、誤った情報が流れることで新たな部落差別を発生させています。また、区でも行政書士による戸籍の不正取得や区民が差別発言を受けた事象がありました。

部落差別をなくすため、私たち一人ひとりが正しく問題を理解し、差別しない、差別を見逃さない、差別を許さない意識を持って行動しましょう。



※詳しくは、冊子「部落差別（同和）問題」
をご覧ください。





多様な性のあり方を尊重するためにあなたに出来ることは何ですか？

多様な性を理解しよう

自分の性別は？だれを好きになる？多様な性を知る

性的少数者(性的マイノリティ)と呼ばれる、同性愛者や両性愛者、身体の性(出生時に判定された性別)と異なる性別などで生きる人達を知っていますか？

「性自認」とは自分の性をどのように認識しているかということです。多くの人は自分の性別をどのように表現するかは、女性・男性のどちらかで一貫していますが、これらの性別が一貫しておらず、性自認と自分の身体の性、また一般に身体の性にふさわしいとされる性別表現との間に違和感を持っている人がいます。

「性的指向」とは、どのような性別の人を好きになるかということです。人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうかを示す概念で、自分の意思で変えたり、選んだりできないと言われています。

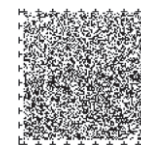
いずれも興味本位で見られたり、職場や学校で嫌がらせを受けたりするなど様々な面で人権に関わる問題が生じています。

誰もが自分らしく生きることを認め合う

性的少数者への正しい理解が進んでいないことから、自分の性自認や性的指向を打ち明ける(カミングアウト)ことで、友達や同僚との関係が壊れるのではないかと不安や悩みを抱える人がいます。

自分の周りにはいないのではなく、言えない人がいることを意識してみてください。

差別や偏見は、正しい知識がないことから起こるものです。その人の性を否定するのではなく、性はとても多様であることを理解していきましょう。





インターネットを正しく使うために
あなたに出来ることは何ですか？

07 インターネットを 正しく使おう！

インターネットは便利だけど使い方を間違えると大変

インターネットは、いまや私たちの生活に欠かせないもので、同時にその利便性や匿名性などが悪用されています。

SNS上でのいじめや誹謗中傷、出会い系サイトなどを通して知り合った相手からリベンジポルノなどの性的被害や暴力に遭うなどの深刻な人権問題が起きています。

また、インターネット上で安易な気持ちで書き込まれた言葉によって、相手が自殺にまで追い込まれた事件も発生しています。

相手を傷つける書き込みや個人情報は掲載しない

インターネットは、使い方を間違えると、人の心を傷つける「凶器」になります。インターネット上の書き込みや情報発信には責任が伴うことを忘れないようにしましょう。

私たちは画面の向こうの相手のことを常に考え、相手の人権を尊重することを忘れてはいけません。

また、他人が作った著作物（映像、写真、音楽、小説など）を無断で使用したり、他人の個人情報（名前、住所、写真、アドレスなど）を許可なく公開することは著作権やプライバシーの侵害となります。

SNSの会話や投稿をする前に、相手を傷つける表現を使っていないか、プライベートにかかわる情報がないかなどを確認し、ルールやマナーに沿って利用しましょう。



相談先一覧

相談内容	相談先	電話・FAX等
人権に関すること	東京法務局「みんなの人権110番」	☎0570-003-110
	(公財) 東京都人権プラザ一般相談	☎6722-0124~5
女性相談・男性相談に関すること	東京法務局「女性の人権ホットライン」	☎0570-070-810
	東京ウィメンズプラザ「男性のための悩み相談」	☎3400-5313
	女性のためのたんぼぼ相談	☎3766-6581
	男性相談ダイヤル	☎6404-6020
セクシュアルハラスメント・労働問題に関すること	東京都労働相談情報センター	☎0570-00-6110
子どものこと	品川児童相談所 (月～金・午前9時～午後5時) (上記以外の時間帯)	☎3474-5442 FAX 3474-5596 ☎189 (児童相談所虐待対応ダイヤル)
	東京法務局「子どもの人権110番」	☎0120-007-110
	東京都教育相談センター ●いじめ相談ホットライン (24時間対応)	☎0120-53-8288
	子ども家庭支援センター ●総合相談 ●虐待通報専用ダイヤル	☎5753-7830 ☎5753-9924
	教育センター教育相談	☎5748-1201 FAX 5748-1390
	障がい者のこと	さぼーとぴあ (障がい者総合サポートセンター) ●相談支援部門 ●大田区障害者虐待防止センター
大森地域福祉課		☎5764-0657 FAX 5764-0659
調布地域福祉課		☎3726-2181 FAX 3726-5070
蒲田地域福祉課		☎5713-1504 FAX 5713-1509
糎谷・羽田地域福祉課		☎3743-4281 FAX 6423-8838
障害福祉課		☎5744-1253 FAX 5744-1555
東京都立中部総合精神保健福祉センター		☎3302-7711

相談先一覧

相談内容	相談先	電話・FAX等
外国人のこと	多文化共生推進センター	☎6424-8822 FAX 5710-6330
	東京法務局「外国人のための人権相談所」 (英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語及びタイ語)	☎0570-090911
同和問題のこと	人権・男女平等推進課	☎5744-1148 FAX 5744-1556
	同和問題に関する専門相談事業 (東京都)	☎6240-6035
性自認及び性的指向に関すること	東京都性自認及び性的指向に関する専門電話相談	☎3812-3727
インターネット被害のこと	東京法務局人権擁護部	☎0570-003-110
	警視庁サイバー犯罪対策課	☎5805-1731
	東京都人権プラザ こたエール (東京こどもネット・ケータイヘルプデスク) http://www.tokyohelpdesk.jp/	☎6722-0124~5 ☎0120-1-78302
	高年齢者のこと	大森地域福祉課 調布地域福祉課 蒲田地域福祉課 糎谷・羽田地域福祉課 高齢福祉課
エイズのこと	東京都HIV/エイズ電話相談	☎3227-3335
犯罪被害者のこと	(公社) 被害者支援都民センター	☎5287-3336
	警視庁犯罪被害者ホットライン	☎3597-7830
性犯罪・性暴力のこと	東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター 「性暴力救援ダイヤルNaNa」	☎5607-0799 (24時間365日受付)
	警視庁性犯罪被害者相談電話 (24時間対応)	短縮ダイヤル番号 ☎ #8103 (ハートさん)
ひとりで悩んでいる人	東京いのちの電話	☎3264-4343

